

平成31年度事業計画

I はじめに

我が国は、世界で群を抜く「老舗企業大国」であり、創業100年を超える老舗企業が、5万社以上存在していると言われている。世界的に見ても創業1,000年以上の老舗企業は14社しかないが、日本は8社もあり、そのベスト5を全て日本企業が占めている。

これら老舗企業は、それぞれ業態こそ違うものの、伝統を維持しながら、伝統技術を現代社会の必要とするものに生かしている、という点において共通しているとのことである。時代が変わっても必要なものには変わりはないが、時代が進むにつれて、消費者の生活様式も変わり、技術も進むので、必要とするものも変わっていつてしまう。もし、旧来の商品だけにしがみついていたら、これらの企業は時代の波を乗り越えられなかっただろう。「伝統は革新の連続」という言葉があるが、その革新を続けてきた企業が、老舗として今も続いているのである。

かような老舗企業とまではいれないが、大阪司法書士会（以下「本会」という。）も今年で創立100周年となり、記念すべき年にあたる。

司法代書人法は大正8（1919）年4月9日、法律第48号として公布、同年9月15日施行されたが、同法施行をうけ、大阪では同年9月28日に創立総会が開催された。すなわち、このときをもって司法書士会の前身である司法代書人会が誕生したのである。

創立総会時に、司法代書人として認可されたのは160名であったが、その後100年の歳月を経て、現在本会は会員数2,400余名をも有する大きな組織となった。

また、本会は、昭和43年に日本で初めて自前の会館を建設したが、それ以降も、常任理事制の導入、木曜会の設置、部制廃止による担当制導入など、全国に先駆けて革新的に実施した事業は多い。関連団体等ではあるが、青年会や政治連盟が立ち上がったのも大阪からであり、そこから全国組織に発展をしたのも革新の一つと言えよう。

このような、伝統を継承しつつ革新を求めてきた本会の歴史を踏襲しながら、現在の実情に合わせるべく、本年度は「創・見・拡・守」の方針の継続をベースに、「伝統・革新」をキーワードとして、事業の構築をした。

II 最重点事業

1 相続登記受任促進

平成30年通常国会において、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が成立し、同年11月15日に同法の法務省関連の制度が施行された。

同法では、登記官が、所有権の登記名義人の死亡後長期間相続登記がされていない土地について、法定相続人を探索した上で、職権で長期間相続登記未了である旨等を付記登記し、法定相続人等に登記手続きを促すこととされている。

平成30年度では、法定相続人探索作業までしか進んでいないため、平成31年度には、法務局からの相続登記を促す文書が発送され、その到達の後には全国の法務局でこの作業等についての説明会が開催される予定となっている。これを受けて、司法書士会には相続登記に関する相談及びそこからの業務受任に至る需要が高まることが大いに見込まれる。

この機を捉え、本会としても、法務局と連携をし、相続登記の受任を大いに推し進めたい。

また、平成31年4月1日には、森林経営管理法が施行され、市町村が所有者特定の調査を実施することとなった。この件も相続登記に繋がることが予想されるため、動きを注視するとともに、適切に対応する。

2 商業・法人登記受任の促進

商業法人登記における司法書士関与率は、あまり多いとは言えない。その要因には、法制度その他我々を取り巻く環境の変化もあるだろうが、司法書士の有用性を十分にアピール出来ていなかった点もあるかもしれない。

そのため、平成31年度は、商業法人登記における司法書士の有用性を、中小企業支援における活用などを含め、市民や行政その他関係諸機関に強くアピールをし、もって商業・法人登記の受任の促進に繋げたい。

3 不動産取引に関する研究

不動産取引において、司法書士が売主側と買主側に分かれる、いわゆる「分かれ取引」というものが、広まりだしてどれくらい経つのかは明確ではないが、今や大阪では格別特殊な取引形態ではなくなっている。また、この取引形態は関西地方を超えて、中部地方にも広がりかけているとのことである。しかし、未だその法的問題点や課題などについての本格的な検討などがなされていないままである。

他にも「決済代行」「第三者の為にする契約」などの様々な態様の取引立会が行われているため、適切な不動産取引立会を実現する一助として、これらの研究に取り組む。

また、これら研究結果と共に、関係法令や各種書式を登載した、現在の登記実務の指針となるべき書籍を、3～4年内の発行を目指し、その作成作業に着手する。

III 重点事業

1 相談業務の充実

本会では、北、堺、泉佐野の3つの司法書士総合相談センターを運営するほか、電話相談や自治体等からの委託により支部等で実施しているものを含めると、60を超える相談事業を実施している。

これら相談事業で市民から寄せられる相談は相当数に上るが、相談が個々の会員の業務に結びついているとは言い難いので、これら相談を、会員の業務に繋げることが出来るよう、施策を検討し実行する。

ただ一方、このように多くの相談チャンネルがあることで、市民にとってはアクセス容易性がもたらされるが、このまま拡大路線を継続していくと、本会としては事業予算における相談事業費用の増大に繋がることとなってしまう。相反するかのような事情を踏まえ、今後にわたる相談業務の充実に備えるため、本年度は相談事業の根本的見直しに着手することとする。

2 簡裁代理業務への取り組み

多重債務事件の減少とともに、司法書士の民事事件の関与件数も減少してしまった。しかし、このまま放置してしまうと、簡裁代理権の消失が現実化してしまう恐れがある。

そのため、一人でも多く、一件でも多くの受任件数を増加させる必要がある。その方策として、少額裁判報酬助成制度を維持するとともに、平成30年度に発足させた当番司法書士相談を充実させるべくその広報・実践に努める。

また、一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会（以下、「宅建協会」という。）及び公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部（以下、「全日」という。）との協働により、不動産トラブル解決における調停の有用性を広報するためのシンポジウムを開催する。

3 研修の充実

本会は、全国で2番目に会員数の多い大規模単位会であるにも関わらず、年間12単位の研修受講率が非常に高いのは誇れるところである。この受講率を支えているのは、各支部で実施されている支部研修に他ならない。

支部研修は、他支部との連携や他支部への開放などがなされて、より充実したものとなっている。これをより拡大して、研修の充実を図りたい。

また、昨年日司連総会で、年間12単位のうち2単位以上は倫理研修でなければいけない旨の改正がなされたが、それが充足できるべく研修の機会を提供する。

4 司法ソーシャルワーク・権利擁護事業の推進

本会が、社会問題に力を入れて取り組んできたのは、この問題への司法書士職能としての積極的関与が「身近なくらしの法律家」として、司法書士の有用性を広めるためという側面もあった。その結果、自治体等との繋がりも強くなり、地域連携を進めることに寄与してきたし、それに伴い、地域社会からの信用も増大し、ひいては業務を受任受託する機会の拡大にも繋がってきた。

実際、平成30年11月に実施した「他職種連携シンポジウム」の開催以降、生活困窮者自立支援に関する相談の件数も増加している。司法ソーシャルワークの観点から、相談から受任受託に直結するので、関連団体とも連携しながら、この相談に対応して受任受託する体制を整えるための名簿を作成する。

また、その他の問題についても、平成30年度までと同様、高齢者、障がい者、経済的困窮者、女性やこども、セクシュアルマイノリティー、自死遺族等への司法ソーシャルワークなどを通じて、「身近なくらしの法律家」としての地位を確立させていきたい。

5 不動産登記新制度への対応

不動産登記申請が到達すると、受付から記入、校合までを自動で処理する「V30システム」と呼ばれる、新たな不動産登記申請処理システムが法務局で導入予定となっているが、大阪においても、平成31年度中にこの新システムが稼働するところがあるとのことである。

また、添付書類を全てPDF化して司法書士が電子署名する「資格者代理人方式」については、表示登記において先行して開始されることを踏まえると、当初予定よりは遅れているものの、早晚導入されることになるであろう。

これらは、司法書士業務にとって非常に大きな変化であり、これらに適切に対応することが肝要であるため、本会としては、情報収集に努めるとともに、可及的速やかに会員への情報提供を行う。

6 執務環境整備

司法書士法施行規則第41条の2に基づく、法務局が司法書士会に委嘱して実施される非司法書士調査が、平成30年度も4箇所の登記所で行われた。

今回は調査方法の工夫が奏功し、例年にない件数の警告文書が法務局より発せられたとのことであるが、今年度は更に規模を拡大して、少しでも非司法書士行為を減少させていきたい。

また、平成30年度は、宅建協会及び全日を訪問し、バックマージンの是正を求めた。これに基づき、平成31年度は会員に対してバックマージン事案の情報提供を求め、提供された情報に基づいて適切に対応していく。

なお、民間事業者によるウェブサイトを利用した商業登記書類作成にかかる問題（グレーゾーン解消問題）について、平成30年度に対応ワーキングチームを組成したが、本年度も引き続きこの対応にあたっていく。

7 事務局職場環境整備

会員数2,400余名を擁する本会にあって、日常の会員サービスのほか、外部からの様々な問い合わせ、苦情への対応など、事務量は膨大な量に及ぶ。また、本会の事業は非常に多岐にわたり、さらに、業務委託を受けている関連団体の事務が加わる。それら多くの事務をこなすためには、相当数の職員の配置と作業空間の確保とともに、作業の効率化を図っていく必要がある。

本年度は、新たな会務システムを導入するとともに、初めて専務制を実施できるようになったため、これらによって、より効率的な事務局運営を図り、職場環境の整備に努める。

平成 31 年度事業計画細目

事業種目	事業内容	所管
1. 会員の品位保持のための指導及び連絡に関する事業	司法書士法違反に関する調査	総務部門
	執務に関する会員事情確認及び執務調査に基づく指導	総務部門
	綱紀調査案件の対応	総務部門
	注意勧告事案の対応	総務部門
	量定意見小理事会の運営	総務部門
	綱紀調査手続の改善策の検討・実施	総務部門
	登録調査の実施	総務部門
	司法書士倫理の維持向上	総務部門
	会員の年間業務報告調査の実施	総務部門
	各種ハラスメントの対応	総務部門
	2. 会員の執務の指導及び連絡に関する事業	司法書士会関連法規集の改訂
会員に対する電子メール配信サービスの運営		総務部門
会務通信の調製・発行		総務部門
会員への情報提供、資料発行		総務部門
会員名簿の発行		総務部門
会報大阪 PONTE の発行		総務部門
3. 日司連が行う司法書士の登録事務に関する事業	司法書士会員の登録事務、会員証の発行	総務部門
4. 司法書士法人の届出の事務に関する事業	法人会員の登録事務	総務部門
5. 相談に関する事業	司法書士総合相談センターの運営	相談部門
	司法書士総合相談ホットラインの運営	相談部門
	成年後見常設相談の実施	相談部門
	相続登記手続電話相談の運営	相談部門
	女性と子どものための専門相談の運営	相談部門
	ホームレス巡回相談との連携	相談部門
	「司法書士の日」特別相談会の実施	相談部門
	社会問題等に対応し臨時に行う相談活動	相談部門
	法テラスセンター相談との連携	相談部門
	自治体等との契約等に基づく相談員派遣	相談部門
	自由業団体連絡協議会合同相談会への参画	相談部門
	他団体が実施する相談事業への協力	相談部門
	支部相談事業の委嘱及び管理	相談部門
	会員の相談技法向上に関する取組	相談部門
	当番司法書士の実施	相談部門
	相続登記未了問題にかかる相談会の実施	相談部門
	権利擁護相談活動	相談部門
災害時の相談員名簿の整備	相談部門	
6. 裁判外紛争解決手続の実施に関する事業	裁判外紛争解決手続の啓発活動	企画部門
	民間総合調停センターの活動への参画・連携	企画部門

7. 研修に関する事業	会員研修（業務関連・周辺分野）の実施	研修部門
	会員研修（倫理等）の実施	研修部門
	新人研修（集合研修・配属研修）の実施	研修部門
	裁判実務実践研修（研修講師養成）の実施	研修部門
	専門分野相談員の養成研修の実施	研修部門
	会員の研修履修機会の拡充策の実施	研修部門
	研修所定単位未取得者への対応	研修部門
	日司連が行う年次制研修の運営	研修部門
	研修教材の作成及び選定	研修部門
	研修情報の収集及び分析	研修部門
	研修制度の研究及び開発	研修部門
	研修講師の養成及び派遣	研修部門
	8. 業務関係法規の調査及び研究に関する事業	家族法の研究及び成果の発表
会社法の研究及び成果の発表		研修部門
不動産取引業務の研究及び成果の発表		企画部門 研修部門
上記3項目以外の研究成果発表		企画部門 研修部門
法規に関するパブリックコメント等の対応		企画部門
外部研究会への参加・学識経験者等の招聘		企画部門
情勢に応じたWT・PTの組成		企画部門
家庭裁判所との連絡協議会への参加		企画部門
9. 業務関連図書及び用品の購入の斡旋・頒布に関する事業	業務関連図書及び用品の斡旋・頒布	総務部門
10. 福利厚生に関する事業	福利厚生事業の協同組合との協働	総務部門
11. 業務の改善に関する事業及び業務のための調査に関する事業	法務局との連絡・情報交換・交流	総務部門 企画部門
	登記手続業務に関する取組	企画部門
	登記オンライン申請の推進に関する取組	企画部門
	登記実務研究会の開催	企画部門
	裁判関係業務に関する取組	企画部門
	調停委員勉強会の開催	企画部門
	裁判所との事務連絡会・情報交換・交流	総務部門 企画部門
	法改正に関する取組	企画部門
	民事法律扶助の利用促進	相談部門
	法テラス大阪との連携	相談部門
	後見業務に関する取組	企画部門
	中小企業支援業務に関する取組	企画部門
	業務AI化への対応	企画部門
12. 司法書士賠償責任保険及び司法書士会賠償責任保険に関する事業	賠償責任保険の支払に関する審議と給付	総務部門
13. 統計に関する事業	アンケートなどによる情報収集	企画部門

14. 講演会及び講習会等の開催に関する事業	法教育活動の普及及び実践	企画部門
	親子法律教室の開催	企画部門
	市民公開講座及び相談会の開催	企画部門
	市民後見人養成の支援	企画部門
	対外的な講演会・シンポジウム等の開催	企画部門 広報部門
	他団体等への講師派遣等	研修部門
15. 広報活動に関する事業	マスメディア等宣伝媒体を利用した広報	広報部門
	ホームページの充実	広報部門
	フクロッポウ NEWS 等の対外広報誌の発行	広報部門
	「司法書士の日」一日司法書士の実施	広報部門
	インターンシップ学生等の受入れ	広報部門
	クライシスコミュニケーションへの対応	広報部門
	記者懇談会の実施	広報部門
	新年賀詞交歓会の開催	広報部門
	100周年記念事業の実施	広報部門
16. 会員の業務に関する紛議の調停に関する事業	紛議調停の運営	総務部門
	市民窓口の運営	総務部門
17. 本会及び会員に関する情報の公開に関する事業	情報公開関連諸規定に基づく情報公開	広報部門
18. 公共嘱託登記の受託推進に関する事業	公共嘱託登記司法書士協会への助言	総務部門
19. 国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事業	少額裁判報酬助成の審査及び給付	企画部門
	会員に対する公益的活動の推進	総務部門
	労働問題に対する取組	相談部門
	災害復興支援に関する取組	相談部門
	各種依存症対策の推進に関する取組	企画部門
	消費者問題に関する取組	企画部門
	自死問題に対する取組	企画部門
	生活困窮者問題に対する取組	企画部門
	空き家問題対策に関する取組	企画部門
	その他社会問題、人権問題等に対する取組	企画部門
20. その他本会の目的を達成するために必要な事業	総会の開催	総務部門
	慶弔、表彰	総務部門
	役員等選挙の実施	総務部門
	綱紀調査委員、量定意見小理事会参与の選任	総務部門
	木曜会の開催	総務部門
	筆界特定制度の対応	総務部門
	事務局体制の整備	総務部門
	事務局職員の福利厚生	総務部門
	会館の管理運営・防災対策	総務部門
	会員証の更新	総務部門
	会費滞納者の対応	財務部門
	会館維持協力金の請求、管理	財務部門
	会則・諸規則・諸規定等の見直し	企画部門

20. その他本会の目的を達成するために必要な事業	組織・財政・事業の改善に関する検討	企画部門
	支部事業に対する助成	研修部門 相談部門 広報部門
	大阪司法書士会史第4巻の編纂作業	総務部門
	会館図書室の管理	総務部門
	関連団体との交流	広報部門
	東京司法書士会との協議会の開催	広報部門
	大阪土地家屋調査士会との協議会の開催	広報部門
	韓国ソウル中央地方法務士会との交流	広報部門
	自由業団体連絡協議会への参画	広報部門